

鷹栖町農業交流センター研修生募集要項

鷹栖町農業交流センター（以下「センター」という。）は平成30年4月に開設しました。

野菜（きゅうり、ジュース用原料トマトなど）の施設園芸部門の新規就農を目指した新規参入者（町外からの本町就農を目指す方）や後継者などを対象に、第3期研修生の募集を行います。

1 募集予定人数

研修生 3名

2 申込資格

- ・鷹栖町で就農することを強く希望していること。
- ・申込者の年齢は令和2年4月1日時点で、50歳未満の方であること。
（50歳以上の方については要相談）
- ・鷹栖町内に在住又はセンターに自力で通えること。
- ・独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと。
- ・他に常勤雇用の契約を締結していないこと。
- ・生活保護など生活費支援を国・都道府県などから受給していないこと。
- ・就農までに鷹栖町内に住むこと。

3 募集期間

令和元年9月5日（金）から10月31日（木）まで

4 申込方法

- ①研修生申込書に必要事項を記入してください。
- ②申込書には、所定の箇所に必ず写真添付をお願いします。
- ③申込書は、本町のホームページからダウンロードができます。
- ④提出方法は、郵送、持参又はメール送信にてお願いします。メール送信の際は、写真が貼り付けてあるものをPDFなどにして送信をお願いします。

5 審査方法

鷹栖町新規就農者・農業後継者審査会による書類（申込書）審査及び面接となります。

- ・書類選考；令和元年11月（合格者には、面接の案内を郵送いたします）

⇒申込書の記載内容を中心に審査

- ・面接；同年12月、鷹栖町役場で予定しております。

⇒受験者からのプレゼンテーション方式（10分程度）

テーマ～なぜ鷹栖町で新規就農を目指すのか？

思い描いている農業は？

※申込書の内容をベースにプレゼンしていただきます。

※パソコンなどを活用したい方は事前にご連絡下さい。

6 合格発表

令和元年 12 月中に文書にて通知いたします。

7 合格後の流れ

1～2月	住む場所の確保
3 月	転入手続き、センター入所準備
4 月	センター入所式、国・町の補助制度の事務手続き

8 主な研修内容

センター専属の専門指導員が作成する研修メニューに基づく研修を行います。

- きゅうりの栽培技術研修
- 原料用トマト（オオカミの桃ジュース用の原料トマト）の栽培技術研修
- 施設園芸における新技術導入ハウスの作物データ管理研修
（自動環境測定器、ハウスサイド自動巻上機、養液栽培システムなど導入。）
- 新規作物の試験、調査研究の研修
- 土壌・分析研修
- 月 1 回程度の座学研修（指導者；専門指導員、農業関係機関の職員など）
- 他団体が主催する外部研修への参加
- センターが保有する農業機械などの整備作業研修
- センター周辺の管理研修（草刈り・除雪作業など）
- その他専門指導員などが支持する研修（随時）

※研修メニューについては、変更する場合があります。

9 研修の流れ

年数	研修開始時期	主な研修内容
1 年目	令和 2 年 4 月から	センターでの施設園芸を中心とした研修
2 年目	令和 3 年 2 月頃から	受入農家の作物での実践的な研修

10 研修生への主な支援

①農業次世代人材投資事業（国庫事業）

一人当たり年間 150 万円を 2 年間給付

※一定の要件があります。

②町の単独補助事業（新規就農者確保対策事業）

- 家賃助成～町内の賃貸住宅に入居する場合、家賃の 1/2 で上限 2 万円/月
- 資格取得～大型免許、けん引などの取得費用に係る経費の 1/2 以内の助成

【お問合せ先】

鷹栖町役場 産業振興課 農業振興係

◆住所 ; 〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号

◆電話 ; 0166-87-2111 (内線 255・258)

◆ファックス ; 0166-87-2850

◆ホームページ ; <https://www.town.takasu.hokkaido.jp>

◆アドレス ; sangyou2@town.takasu.lg.jp